

通所型サービス A の実施に向けて Q & A

Q 1	人員基準について	通所型サービス A を実施しようと思うが、通常規模・地域密着型の通所介護や現行相当サービスも実施している場合、通所型サービス A の人員基準に、「管理者は原則、常勤専従 1 人」となっているが、現在運営しているサービスの管理者と兼務してよいか。
A 1	→	管理者は「同一敷地内の他事業所（この場合、通常規模or地域密着型の通所介護事業所や現行相当サービス事業所）の職務に従事可能」なので、現在運営している事業所（もしくは、同一敷地内の他の事業所）において、通所型サービス A を実施する場合は、管理者を兼務してよいです。
Q 2	人員基準について	管理者や介護職員の配置条件は、「常勤専従」となっているが、その解釈について教えてほしい。
A 2	→	通所型サービス A は、「2 時間以上 3 時間以内」の「サービス提供時間」には、定員 15 名までの場合、管理者と介護職員の 2 名体制を保有していただくという意図で「常勤専従」としています。 通常の常勤換算（例えば 8 時間）ではなく、「2 時間以上 3 時間以内」の「サービス提供時間」に「常勤」していただくこととしています。
Q 3	実施日について	説明会では、「月～金曜日は通所介護（予防）サービスを実施し、土曜日は通所型サービス A を実施することで、現行相当サービスとの同一事業所内での一体的運営を可能とする」と説明があったが、同じ曜日の同じ時間帯に実施することも可能か。
A 3	→	同じ曜日の同じ時間帯に実施することも可能です。 「通所介護」「現行相当サービス」「通所型サービス A」について、事業所内のスペースで区切る必要はありませんが、利用者に対して提供されるサービスは区別して実施するようにしてください。
Q 4	利用回数について	要支援の人はデイサービスを何回利用できますか。
A 4	→	利用者の状態に応じて、適切に介護予防ケアマネジメントを実施いただき、利用回数を設定します。 要介護度のみをもって回数が決まるものではありませんので、ご留意願います。

Q 5	利用回数について	令和3年10月から導入される1回単位について、例えば、要支援1の方が当初の計画では1月の中において5回利用するはずが、本人都合（体調不良等）で休み、4回の利用となった場合も、1回単位の計算になるのか。
A 5	→	貴見のとおり。利用しなかった理由ではなく、あくまでも利用した回数で「1回単位」又は「月額包括報酬」を採用してください。

Q 6	補助金について	通所型サービスAの導入にあたり、事務作業が増えることからP-Cの購入を検討しているが、補助対象経費に入るか。
A 6	→	通所型サービス整備事業補助金の補助対象経費は、通所型サービスAの初期投資経費に必要不可欠と認められるものとして、備品購入も補助対象である。補助金要綱廃止のため、削除 必要なP-Cの購入は補助対象経費に含まれると解釈します。実績報告の際に確認させていただきます。 ただし、リースは補助の対象外となるためご注意ください。

Q 7	併用について	通所型サービスAの対象者は、「要支援1・2、総合事業対象者」だが、現行相当サービスや他事業所の通所型サービスAとの併用は可能か。
A 7	→	月額包括報酬を基本とする要支援1・2、総合事業対象者は複数の事業所を併用することはできません。 また、現行相当サービスの目的が「機能の回復」で、通所型サービスAの目的は「機能の維持」であると考えています。利用者像や目的も異なることから併用はできません。

Q 8	弾力化について	国による地域支援事業の見直しとして総合事業の弾力化が示されているが、通所型サービスAについても弾力化の対象として「要介護」の方も利用可能か。
A 8	→	現時点では、「要介護」の方は利用できません。 今後、国の方針を受け、「総合事業の弾力化」の検討対象となる「通所型サービスA」について、令和3年4月1日以降、利用者の需要や事業者の指定状況等を勘案し、弾力化の検討を行っていきます。